

# 看護学校育成奨学金規則

医療法人三水会 田尻病院

この規則は、大学、短期大学、看護師学校養成所、看護師等養成所、看護学科通信制課程、理学療法・作業療法・言語聴覚士養成所（以下、看護学校等）の看護学生で、卒業後、当医療法人三水会田尻病院に勤務する意思のある者、また引き続き勤務する意思のある者に対してのみ貸与する育成奨学金に関する事項を定めるものである。

（貸与を受ける資格）

1. 育成奨学金の貸与を受ける者は、次に掲げる条件を具備するものとする。

- ① 看護学校等にそれぞれの専攻科目の国家試験を受験する目的で修学している学生であること。
- ② 卒業後、田尻病院（以下、当病院）に勤務する意志を有すること。

（貸与の額・期限及び用途）

2. 奨学金の額は、下記貸与金額表により毎月末あるいは、本人の希望する日に通年及び一括で当病院より貸与を受け、学資に充当するものとする。

貸与期限は看護学校等の修業年限とする。（ただし、修業年限で卒業ができない場合は、さらに修業年限を限度として貸与期限を延長する場合がある）

## 貸与金額表 A：田尻病院単独の場合（美作市以外の奨学金との併用は可）

学校種別	修業年限	貸与金額
短期大学2年課程 2年課程看護師学校養成所 ※注1	24ヵ月	50,000円/1ヶ月 (1,200,000円/合計)
5年一貫教育の専攻課程	60ヶ月	40,000円/1ヶ月 (2,400,000円/合計)
短期大学3年課程 3年課程看護師学校養成所 ※注2	36ヵ月	40,000円/1ヶ月 (1,400,000円/合計)
大学4年課程 統合カリキュラムによる看護師等養成所	48ヵ月	40,000円/1ヶ月 (1,920,000円/合計)
理学療法士課程 作業療法士課程 ・ 言語聴覚士課程	36ヵ月 (48ヵ月)	25,000円/1ヶ月 (900,000円/合計) (1,200,000円/合計)

※貸与金額表 A の場合は、美作市看護師等奨学金との併用ができません。美作市看護師等奨学金を併用のされた場合は、貸与金額表 B との差額を徴収させていただきます。

## 貸与金額表 B：美作市看護師等奨学金との併用の場合

学校種別	修業年限	貸与金額
短期大学2年課程 2年課程看護師学校養成所 ※注1	24ヵ月	<b>35,000円</b> ／1ヶ月 (840,000円／合計)
5年一貫教育の専攻課程	60ヶ月	<b>25,000円</b> ／1ヶ月 (1,500,000円／合計)
短期大学3年課程 3年課程看護師学校養成所 ※注2	36ヵ月	<b>25,000円</b> ／1ヶ月 (900,000円／合計)
大学4年課程 統合カリキュラムによる看護師等養成所	48ヵ月	<b>25,000円</b> ／1ヶ月 (1,200,000円／合計)
理学療法士課程 作業療法士課程 ・ 言語聴覚士課程	36ヵ月	25,000円／1ヶ月 (900,000円／合計)

注1、平成14年度以降の5年一貫教育の4・5年目に該当する者、また看護学科通信制課程（修業年限2年）の者を含む。

注2、定時制の3年課程の養成所は、3年課程看護学校養成所に含まれるものとする。

（貸与の申請）

3. ① 希望者に、修業年限（1ヶ月単位支給）を上限として貸与するものとし、育成奨学金貸与申請書を提出しなければならない。
- ② 当病院理事長（以下理事長）は育成奨学金貸与申請書により、協議の上貸与の可否を決定し、その旨を本人に通知する。

（契約書）

4. ① 貸与決定の通知を受けた者は、速やかに連帯保証人連署した誓約書を理事長に提出しなければならない。
- ② 連帯保証人は奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金返還の債務を負担しなければならない。
- ③ 奨学金の貸与を受けた者は、誓約書に記載された事項に変更があった時、または連帯保証人として不適当な事情が生じた時は、すみやかに理事長に届けなければならない。

（貸与の決定の取り消し及び停止）

5. 理事長は次に掲げる条件が生じた時は、奨学金の貸与決定の取り消し又は停止を行う。
- ① 奨学金の貸与を受けている者がそれを辞退した時。
- ② 休学となった時。
- ③ 当病院に卒業後勤務する意志を変更した時。

（借用証書）

6. 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、直ちに借用証書を理事長に提出しなければならない。
- ① 奨学金貸与の決定を取り消された時。
- ② 看護学校等を退学した時。
- ③ 看護学校等を卒業した時。
- ④ 貸与期限を超えた時。

(返 還)

7. 奨学金の貸与を受けた者が、退学、休学、または卒業後、やむを得ずに退職する時は直ちに貸与を受けた期間の奨学金の全額（但し、当病院就業期間分除く）と免除期間の所得税を理事長に返還しなければならない。  
また、9-①の返還金の免除に該当しない場合も上記規定を適用するものとする。

(返還の猶予)

8. 理事長は奨学金の貸与を受けた者が、災害、病気、その他止むを得ない事情の為、貸与金を返還することが困難と認める時は、協議の上その返還を猶予することができる。猶予を受けようとする者は返還猶予申請書を提出しなければならない。

(返還の免除)

9. 奨学金の貸与を受けた者が、次の各項に該当するに至った時、止むを得ない事情の為貸与金を返還することが困難であると認めた時は、貸与金の返還を免除する。
- ① 看護学校等卒業後、当病院に勤務し貸与期間に相当する期間を勤務し更に2年以内に該当の資格をした場合。
  - ② 看護学校等在学中死亡した場合。
  - ③ 卒業後、引き続き勤務した者で在職中に死亡し、又は勤務に起因する心身の故障の為、退職した時。

以上

本規定は平成21年の津山税務署の指導により所得税の扱いについての指導に基づき改定したものである。

# 奨学金貸与申請書

令和 年 月 日

医療法人三水会 田尻病院

理事長 窪田 淳一 殿

申請者住所

申請者氏名

印

下記のとおり 奨学金の貸与を申請いたします。

※美作市看護師等奨学金を（利用・申請しています 利用・申請していません）

記

1. 貸与年数

\_\_\_\_\_ヵ月

令和 年 月より

卒業する日の属する月まで

2. 入学および卒業予定年月日

入学 年 月

卒業 年 月

3. 貸与方法・金額

貸与方法	貸与日	金額
一括	/	
分割	/	
	/	
	/	
毎月	日	

## 奨学金貸与承諾書

令和 年 月 日

上記に貸与を了承します。

医療法人三水会 田尻病院

理事長 窪田 淳一

印

# 誓約書

令和 年 月 日

医療法人三水会 田尻病院  
理事長 窪田 淳一 殿

本人住所

氏 名 \_\_\_\_\_ ④  
年 月 日生

連帯保証人住所

本人との関係

氏 名 \_\_\_\_\_ ④  
年 月 日生

連帯保証人住所

本人との関係

氏 名 \_\_\_\_\_ ④  
年 月 日生

私は看護学校育成奨学金規則に基づき奨学金の貸与を受けますが、貸与金返済等の債務が生じた時は確実に返還します。  
なお、連帯保証人はそれぞれ、返還の債務を本人と連帯しています。